

〔課題名〕 生乳生産者団体の再編整備と生乳共販事業の展開に関する研究

〔報告書No〕 100

〔研究年度〕 平成16年度

〔研究者〕 並木 健二

1. 目 的

わが国における生乳取引は、1966年の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下、「不足払い法」という)施行以来、同法の規定に基づき指定を受けた生乳生産者団体(以下、「指定団体」という)と乳業の間で行われている。同法のもとでは、指定団体が生乳市場における供給者としての立場を専有していると言っても過言ではない。しかし、規制緩和路線のもとで推し進められた今般の酪農制度改革では、卓越した生乳供給力を有する指定団体のあり方が議論の俎上にのり、その存続の是非が問われたところである。結果的には、わが国酪農の食料供給機能の重要性と産業としての脆弱性を踏まえ、指定団体の広域ブロック化によってその機能をいっそう強化する方向が選択された。さらに、生乳共販体制の再構築による事業の効率化が求められ、下部組織(会員団体)を含めた指定団体制度の再編整備が喫緊の課題として浮上した。

以上のように、指定団体の広域ブロック化の目的は、生乳共販組織の拡大による機能の向上と経営基盤の強化・拡充であり、一般的には、会員団体並びに生乳生産者もそれを十分に理解した上で、積極的に賛同・参画したと評価されている。しかし、一部地域からは、指定団体の広域統合は酪農制度改革の趨勢に順応しての消極的対応にすぎず、再編整備の機能面および組織面での成果を再検討する必要があるという意見も出始めている。

そこで本研究では、中国生乳販売農業協同組合連合会(以下、「中国生乳販連」という)を事例として、その形成・発展過程の歴史的考察を通じて、近年における指定団体制度の再編整備の実態と生乳共販(法的には、「受託販売」という)事業の展開をめぐる諸問題を明らかにする。中国生乳販連は中国地方全域を事業領域とする広域指定団体であり、近畿地方へ飲用原料乳を供給する生乳生産地域を包含しており、その再編整備に際しては生乳共販事業をめぐる様々な問題が存在する。また、酪農家戸数の漸減傾向が続くなかで、他の地域に先駆け、会員団体の再編整備が進み、2002年4月には生乳主産地である岡山県全域を事業領域とする「おかやま酪農協」が発足し、それにともない指定団体の機能面および組織面からの問題も顕在化したと言われている。

2. 方 法

第1に、旧指定団体および下部組織の作成資料を収集し、その分析を通じて、生乳生産者団体とその生乳共販事業の運営実態を明らかにする。第2に、岡山県を中心とする生乳の純移出地域、移入地域である広島県および近畿地方での実態調査により、生乳流通構造の特徴と生乳生産者団体の再編整備に関する諸問題を明らかにする。

3. 成 果

広域指定団体による機能の再編整備のための中期計画は、2004年12月までにすべて出そろった。8つの広域指定団体は計画に基づいて、生乳共販体制の確立に向けた取り組みを本格化する予定である。

しかし、同計画の検討過程においては、指定団体の広域統合後も旧指定団体が配乳権や乳代を引き続き管理していることが多いこと、生乳の流通コストや販売経費の削減が不十分であること、会員団体間の集送乳経費や支払乳価の平準化（乳代のプール化）が進んでいないことなど、多くの課題が山積している事実が明らかとなった。本調査研究で事例として取りあげた中国生乳販連においても、指定団体の広域統合のメリットを十分生かし切れていないと言えよう。程度の差こそあれ、他の広域指定団体の場合と同じように、前述した諸課題を内包しているからである。さらに中国生乳販連では、乳業プラントの有無が会員団体間の不公平感を増幅し、広域指定団体としての機能を発揮することを困難にしている。このような広域指定団体における機能の再編整備の遅れは、乳業者との生乳取引において自らの立場を不利にするばかりではなく、生産者との信頼関係を脆弱化し、組織面からその存立条件を不確かなものとするのが懸念される。

4. キー・ワード

再編整備，指定団体，共販事業